

第45期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況

個 別 注 記 表

(2019年6月21日から2020年6月20日まで)

株式会社ジョイフル本田

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.joyfulhonda.com/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は次のとおりです。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 各組織から独立した内部監査室を設置し、監査役および会計監査人と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導ならびに改善を図る。
- ③ 事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するためリスク・コンプライアンス委員会を設置する。

(2) 当社の取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役および使用人の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存および管理を行う。
- ② 保存期間内は、取締役または監査役からの閲覧要請等があった場合、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 実際にリスクが具現化し重大な損害の発生が予測される場合、新たなリスクが生じた場合には、取締役会において速やかに対処方法を明確にし、必要に応じて全社に指示・伝達する。
- ③ 事業活動において重大な影響を及ぼすリスクを管理し、具体的対応策を講じるため、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。

(4) 当社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針および業務執行上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行状況の監督を行う。また、経営会議を原則毎週1回開催するものとし、決裁権限基準表に定められた事項および取締役会に上程する議案を審議し、決定するとともに、経営上の重要事項を議論し、立案する。
- ② 「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により業務分掌、職務権限を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保するとともに、監査役ならびに内部監査室が連携のうえ有効性の検証を行う。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」等の社内規程を制定し、当社グループ各社における、業務の適正および効率性を確保するための制度を整備する。
- ② 当社内部監査室は、当社グループ各社に対する監査を実施し、検証および助言等を行う。
- ③ 当社のリスク・コンプライアンス委員会に子会社も出席させ、当社グループとして、法令・社内規程等の遵守を確保し、迅速なリスク対応を図る。

(6) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項についての事前協議を行う。

(7) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 子会社において定めるリスク管理規程に基づき、子会社において、不正の行為または法令、定款もしくは社内規程に違反する重大な事実、その他リスク管理上懸念のある事実が発見された場合、子会社は、当社リスク・コンプライアンス委員会に報告しなければならない。
- ② 当社リスク・コンプライアンス委員会が、子会社から報告を受けた場合、直ちに事実関係を調査し、取締役会にこれを報告する。
- ③ 子会社代表取締役は、事業活動における各種のリスクを管理し、実際リスクが具現化した際の迅速な対応を行うため、当社リスク・コンプライアンス委員会に出席する。

(8) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 企業グループ経営における責任と権限を明確にする為、グループ代表（当社の代表取締役）、経営執行責任者（子会社社長）、主管部門長（当社管理本部長）の組織を設置する。
- ② 当社子会社のガバナンス強化を図り、迅速で精度の高い意思決定プロセスを遂行すべく、グループ稟議制度を導入しグループ代表が決裁するとともに、子会社の重要事項については、当該子会社経営執行責任者が出席する当社の決裁会議体で決議する。
- ③ 当社子会社は②の決定を踏まえ、「業務分掌規程」「職務権限規程」に従った業務執行を行うことで、業務の効率化を図るとともに、当社子会社管理担当部署（以下、「経営企画部」という。）は、当社内部監査室、内部統制推進部と連携し、業務執行の効率性の検証を行う。

(9) 当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社子会社は、「コンプライアンス規程」等の社内規程を制定し、取締役および使用人はこれを遵守する。
- ② 当社子会社は、内部監査部門を設置し、子会社の監査役と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導ならびに改善を図る。
- ③ 子会社代表取締役は、事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保し、また改善するため当社リスク・コンプライアンス委員会に出席する。

(10) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上置くことができる。

(11) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を設置する場合、当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命・解雇・異動等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得ることとする。

(12) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役および使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(13) 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、当社に著しい損害の恐れのある事実、またはこれらの会社において法令・定款等に違反する行為を知った場合は、直ちに監査役に報告する。
- ② 監査役は、その職務の遂行のために必要と判断したときは、取締役および使用人に報告を求めることができる。

(14) 当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の取締役および使用人は、法令および規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、経営企画部を経由し、当社監査役に報告する。
- ② 当社は、内部通報制度の適用対象に子会社を含め、子会社における法令、定款または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題にかかる通報について、法務・コンプライアンス部を経由し、監査役への適切な報告体制を確保する。

(15) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 内部通報制度の窓口に通報があった場合、法務・コンプライアンス部は、当社の監査役に対して、速やかに通報者の特定される事項を除き、事案の内容を報告する。
- ② 通報者の異動、人事評価および懲戒等において、通報の事実を考慮することを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

(16) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(17) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- ② 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ③ 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ④ 監査役は、原則毎月1回、監査役会およびグループ各社と監査役連絡会をそれぞれ開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行う。また、内部監査室、内部統制推進部との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(18) 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確にし、すべての取締役、監査役、執行役員および使用人に反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたないこと、および反社会的勢力を利用しないことを徹底する。

基本方針の運用状況の概要

当社における内部統制の運用状況は、次のとおりであります。

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会を通じて、コンプライアンス、リスク管理を含めた内部統制に関する事項を一元的に管理運営してまいりました。また、コンプライアンスに対する意識と知識の向上を目的とし、各事業所および子会社にコンプライアンス担当者を設置し、法令に関する勉強会を実施しました。そのほか、過去当社で起きた事象や他社で発生した事例など、当社グループ内で同様な違反事例が発生しないようグループ全体として、内部統制の強化を図っております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

商品

主として売価還元法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。ただし、倉庫在庫は総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により評価しております。

原材料および貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～34年

その他 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度における発生額を、発生の翌事業年度において一括で費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

(5) 関係会社損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、財政状態等を勘案して、損失見込額を計上しております。

(6) 従業員株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式または金銭の給付に充てるため、給付見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(7) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員への当社株式または金銭の給付に充てるため、給付見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染拡大の当社への影響としては、外出自粛要請に伴う住宅資材・DIY部門およびガーデンライフ部門の販売増、生活雑貨部門における一部の商品（マスク、消毒液、トイレトペーパー、ティッシュペーパー等）の販売増をもたらしましたが、一方で、一部店舗での臨時休業や営業時間短縮に伴う販売減もありました。

このような状況のもと、当社は、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施し、会計処理に反映させております。また、新型コロナウイルス感染拡大による当社事業への影響についても、少なくとも翌事業年度中は残るものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束の見込みはたえず、当社は関東圏に集中して出店しているため、感染の規模、地域等、影響の大きさについて不確定要素が多く、上記見積りの仮定や当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(株式給付信託（BBT）)

当社は、取締役等の業務執行をより厳正に評価し、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることによって、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役および執行役員（社外取締役を除きます。以下、「取締役等」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

①取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託を通じて当社株式が取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額および株式数は、243百万円および163,200株であります。

(株式給付信託（J-E S O P）)

当社は、当社の株価や業績と当社および子会社の一部役職員（以下、「幹部社員等」といいます。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への幹部社員等の意欲や士気を高めるため、幹部社員等に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

①取引の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした幹部社員等に対し当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、幹部社員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。幹部社員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額および株式数は、415百万円および230,520株であります。

貸借対照表に関する注記

担保に供している資産

宝くじの取扱いのために、定期預金38百万円を担保として供しております。

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものは除く）

短期金銭債権	39百万円
短期金銭債務	1百万円
長期金銭債務	10百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	397百万円
不動産賃貸収入	2,229百万円
仕入高	52百万円
販売費及び一般管理費	188百万円

営業取引以外の取引高 131百万円

(注) 当社の子会社であった株式会社ジョイフル本田リフォームおよび株式会社ホンダ産業は、2020年3月21日付で、当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。このため、上記の取引高には、この2社が関係会社に該当していた期間の取引高を含んでおります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類および総数
普通株式 103,225,760株
2. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数
普通株式 33,959,986株

(注) 当該自己株式には、「株式給付信託（ＢＢＴおよびＪ－ＥＳＯＰ）」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が所有する株式393,720株が含まれております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、吸収合併により、2020年7月27日付けで商号を「株式会社日本カストディ銀行」に変更いたしました。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年9月19日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	870	12.50	2019年6月20日	2019年9月20日

(注) 配当金の総額には、信託Ｅ口が保有する当社株式への配当が5百万円含まれております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年2月3日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	905	13.00	2019年12月20日	2020年3月10日

(注) 配当金の総額には、信託Ｅ口が保有する当社株式への配当が5百万円含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年9月17日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年9月17日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,219	17.50	2020年6月20日	2020年9月18日

(注) 配当金の総額には、信託Ｅ口が保有する当社株式への配当が6百万円含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失、退職給付引当金、減価償却費、資産除去債務、未払事業税等であります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、一時的な余剰資金を元に安全性の高い金融商品を限定して運用しており、これら商品の上場株式、債券については毎月、時価の把握を行い、運用状況を管理しております。

また、設備投資等の必要資金は自己資金を充てておりますが、借入金は、必要に応じ主に事業運営、設備投資を目的に調達しております。営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月20日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	38,906	38,906	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	5,455	5,455	—
(3) 買掛金	(7,356)	(7,356)	—
(4) 長期借入金	(25,138)	(25,194)	△56

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格に、債券等は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難な金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額26百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（貸借対照表計上額261百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	147百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	867百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	105百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	所在地	資本金は 又出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 有 (被所有) 割 合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (注1)	科目	期末 残高
子会社	(株)ホンダ産業 (注3)	茨城県 稲敷郡 阿見町	50	アート・クラ フト事業、ホ ームセンター 周辺事業	所 有 直 接 100%	不動産の賃貸	不動産 の賃貸 (注2)	1,225	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 不動産の賃貸料については、市場価格に基づき交渉の上決定しております。

3. 株式会社ホンダ産業は、2020年3月21日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額を記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,533円48銭

1 株当たり当期純利益 158円10銭

(注) 株式給付信託（ＢＢＴおよびＪ－ＥＳＯＰ）の信託契約に基づき、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が保有する株式は、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額の算定上、期末株式数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、吸収合併により、2020年7月27日付けで商号を「株式会社日本カストディ銀行」に変更いたしました。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数 393,720株

1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数 404,462株

企業結合・事業譲渡に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2020年2月14日開催の臨時取締役会において、当社を存続会社、当社の完全子会社でありました株式会社ジョイフル本田リフォームおよび株式会社ホンダ産業を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2020年3月21日付で実施いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称および事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社ジョイフル本田

事業の内容 ホームセンター事業

被結合当事企業の名称 株式会社ジョイフル本田リフォーム

事業の内容 住宅リフォーム・増改築・外構工事全般

被結合当事企業の名称 株式会社ホンダ産業

事業の内容 アート・クラフト事業

(2) 企業結合日

2020年3月21日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ジョイフル本田を吸収合併存続会社、株式会社ジョイフル本田リフォームおよび株式会社ホンダ産業（いずれも当社の完全子会社）を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ジョイフル本田

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は全社経営資源の最適配置・最大活用を実現し、中核事業の競争力をより一層高めることを目的として、吸収合併を行うこととしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理を行っております。

（事業分離）

当社は、2020年2月3日開催の取締役会において、当社のセルフガソリンスタンド事業および灯油スタンド事業の譲渡について決議し、事業譲渡いたしました。

1. 事業分離の概要

（1） 分離先企業の名称

出光興産株式会社

（2） 分離した事業の内容

当社のセルフガソリンスタンド事業および灯油スタンド事業

（3） 事業分離を行った主な理由

当社は車で来店されるお客様の利便性を追求し、ガソリン・灯油事業を展開しておりましたが、中長期的な展望を踏まえ、お客様にガソリン等を今後も安定的にご提供することを最優先と考え、事業譲渡を行うこととしました。

（4） 事業分離日

2020年4月1日から2020年6月10日まで

（5） 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

（1） 移転損益の金額

移転に伴う対価の金額は、当事者間の合意により非公開とさせていただきます。

（2） 移転した事業に係る資産および負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	63百万円
固定資産	319百万円
資産合計	383百万円
流動負債	13百万円
負債合計	13百万円

（3） 会計処理

移転したセルフガソリンスタンド事業および灯油スタンド事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称
ホームセンター事業
4. 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額
- | | |
|------|-----------|
| 売上高 | 10,818百万円 |
| 営業利益 | 574百万円 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。